

## 利用者規約 新旧対照表

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>前文 2 行目</p> <p>暗号資産取引所その他の当社が提供するサービス</p>   | <p>前文 2 行目</p> <p>暗号資産取引所<u>及び暗号資産販売所（サービス名：かんたん売買）</u>、その他の当社が提供するサービス</p>   |
| <p>第 5 条(取引に関する定義)</p> <p>2. 「本売主」とは、当社に暗号資産の売却の媒介を委託するために、本サイトにおいて、暗号資産の売却の注文を提示するお客様をいいます。</p> <p>3. 「本買主」とは、当社に暗号資産の購入の媒介を委託するために、本サイトにおいて、暗号資産の購入の注文を提示するお客様をいいます。</p> <p>6. 「本取引」とは、お客様が本サイトにおいて当社に媒介を委託する暗号資産の売買取引をいいます。</p> | <p>第 5 条(取引に関する定義)</p> <p>2. 「本売主」とは、当社に暗号資産の売却<u>またはその媒介を委託するために</u>、本サイトにおいて、暗号資産の売却の注文を提示するお客様をいいます。</p> <p>3. 「本買主」とは、当社に暗号資産の購入<u>またはその媒介を委託するために</u>、本サイトにおいて、暗号資産の購入の注文を提示するお客様をいいます。</p> <p>6. 「本取引」とは、<u>当社が定める方法に従って</u>お客様が本サイトにおいて当社に媒介を委託する暗号資産の売買取引<u>または当社を相手としての暗号資産の売買取引</u>をいいます。</p> |
| <p>第 6 条(暗号資産の取引プロセスについて)</p> <p>2. お客様は、本サイトにおいて、暗号資産の購入又は売却の注文を提示した場合、当該注文の本価格が、他のお客様から提示された注文の本価格と合致したときに、合致した数量の範囲及び当該価格で、当該暗号資産の売買契約を成立させ、それに拘束される意思を表示したものとみなされます。</p>   | <p>第 6 条(暗号資産の取引プロセスについて)</p> <p>2. お客様は、<u>本サイトの暗号資産取引所</u>において、暗号資産の購入又は売却の注文を提示した場合、当該注文の本価格が、他のお客様から提示された注文の本価格と合致したときに、合致した数量の範囲及び当該価格で、当該暗号資産の売買契約を成立させ、それに拘束される意思を表示したものとみなされます。</p>   |

3. 本サイトのにおいて、お客様の注文された暗号資産の購入又は売却の注文の価格及び数量が、それと相対する他のお客様の暗号資産の売却又は購入の価格及び数量と合致した時点において、お客様への事前の通知なくして、即時に暗号資産の売買取引が、合致した価格及び数量において成立します。

4. 前二項の規定にかかわらず、暗号資産の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立し、暗号資産の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立します。成行注文は取り消しできません。

5. 本サイトにおいて本売主及び本買主の暗号資産の売買取引が成立した場合、当社は、所定の手数料を控除したうえで、本買主の本アカウントから本売主の本アカウントに、約定した暗号資産の購入代金を移転し、本売主の本アカウントから本買主の本アカウントに約定した数量の暗号資産を移転します。

追加

3. 本サイトの暗号資産取引所において、お客様の注文された暗号資産の購入又は売却の注文の価格及び数量が、それと相対する他のお客様の暗号資産の売却又は購入の価格及び数量と合致した時点において、お客様への事前の通知なくして、即時に暗号資産の売買取引が、合致した価格及び数量において成立します。

なお、例外的に当社が売買の当事者となる場合があります。また、当社は暗号資産の売買の成立をお客様に約束または保証するものではありません。

4. 前二項の規定にかかわらず、本サイトの暗号資産取引所において暗号資産の購入の成行注文を提示した場合、当該時点で最も低い価格の売却の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立し、本サイトの暗号資産取引所において暗号資産の売却の成行注文を提示した場合、当該時点で最も高い価格の購入の注文から順番に注文数量に応じて即時に暗号資産の売買取引が成立します。成行注文は取り消しできません。

5. 本サイトの暗号資産取引所において本売主及び本買主の暗号資産の売買取引が成立した場合、当社は、所定の手数料を控除したうえで、本買主の本アカウントから本売主の本アカウントに、約定した暗号資産の購入代金を移転し、本売主の本アカウントから本買主の本アカウントに約定した数量の暗号資産を移転します。

6. お客様は、本サイトの暗号資産販売所において、暗号資産の購入又は売却の注文を提示した場合、当社から提示された価格で、当該暗号資産の売買契約を成立させ、それに拘束される意思を表示したものとみなされます。

6. 当社が、システム障害等により、本サイトにおいて、暗号資産の市場レートから乖離した異常なレート(以下「異常レート」といいます。)を提示したと判断した場合、当社は当該異常レートで約定した取引について、当社の裁量により、約定の取消又は約定レートの実勢レートへの修正を行うことができるものとします。

7. 本サイトの暗号資産販売所において、本売主または本買い主と当社の暗号資産の売買取引が成立した場合、当社は、所定の手数料を控除したうえで、本買い主の本アカウントから当社に、または当社から本売主の本アカウントに、約定した暗号資産の購入代金を移転し、本売主の本アカウントから当社に、または当社から本買い主の本アカウントに、約定した数量の暗号資産を移転します。

また、当社は暗号資産の売買の成立をお客様に約束または保証するものではありません。

8. 当社が、システム障害等により、本サイトにおいて、暗号資産の市場レートから乖離した異常なレート(以下「異常レート」といいます。)を提示したと判断した場合、当社は当該異常レートで約定した取引について、当社の裁量により、約定の取消又は約定レートの実勢レートへの修正を行うことができるものとします。